

**(仮称)柳島スポーツ公園整備事業
入札説明書**

平成26年4月10日

茅 ヶ 崎 市

目 次

第 1	入札説明書の定義.....	1
第 2	事業概要.....	2
1	事業の名称.....	2
2	事業の目的.....	2
3	事業方式.....	2
4	業務の範囲.....	2
5	事業期間.....	4
6	公の施設の設置及び管理について.....	4
7	選定事業者の収入.....	4
第 3	事業者の募集及び選定に関する事項.....	6
1	事業者の募集及び選定.....	6
2	選定のスケジュール.....	6
3	応募者の備えるべき資格要件等.....	6
4	入札手続き等.....	11
5	落札者の決定方法等.....	21
6	契約に関する基本的な考え方.....	22
第 4	その他事業の実施に関し必要な事項.....	24
1	事業の継続が困難となった場合の措置.....	24
2	議会の議決.....	24
3	情報公開及び情報提供.....	25

第1 入札説明書の定義

(仮称)柳島スポーツ公園整備事業入札説明書(以下「入札説明書」という。)は、茅ヶ崎市(以下「市」という。)が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき、平成26年2月21日に特定事業の選定を行った(仮称)柳島スポーツ公園整備事業(以下「本事業」という。)について、平成26年4月10日に公告した総合評価一般競争入札(以下「入札」という。)の入札条件を定めたものである。

入札説明書に添付されている(仮称)柳島スポーツ公園整備事業要求水準書(以下「要求水準書」という。)、(仮称)柳島スポーツ公園整備事業落札者決定方法及び落札基準(以下「落札者決定基準」という。)、(仮称)柳島スポーツ公園整備事業様式集(以下「様式集」という。)、(仮称)柳島スポーツ公園整備事業基本協定書(案)(以下「基本協定書(案)」という。)及び(仮称)柳島スポーツ公園整備事業事業契約書(案)(以下「事業契約書(案)」という。)は、一体のもの(以下、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)及び事業契約書(案)を総称して「入札説明書等」という。)であり、入札説明書等全体で入札条件を規定している。

なお、入札説明書等、実施方針、実施方針及び要求水準書(案)に関する質問及び意見に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとする。

また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針、実施方針及び要求水準書(案)に関する質問及び意見に対する回答によるものとする。

第2 事業概要

1 事業の名称

(仮称) 柳島スポーツ公園整備事業

2 事業の目的

本事業は、国の新湘南国道や相模川築堤などのインフラ整備が早期に図られるよう、現在の相模川河畔スポーツ公園を(仮称)柳島スポーツ公園(以下「本公園」という。)として、移転・整備するものである。

上述の移転計画に伴い、市は、交通、環境、防災面等、多くの課題を解決するため、平成22年9月に「(仮称)柳島スポーツ公園整備基本計画」を策定し、施設整備に向けた検討を進めている。

施設整備に当たっては、「都市公園法」(昭和31年法律第79号)の規定に基づく施設(民間事業者が自らの提案により独立採算にて整備する自由提案施設を含む。以下「本施設」という。)を整備するとともに、本事業をPFI法に基づく事業として実施する。

また、市は、本施設の設計、建設、維持管理及び運営等を一体的にPFI事業として実施することにより、民間事業者の経験やノウハウを活かしたハードとソフトが相乗効果を生み出すような事業・施設計画が提案され、本事業に求められる役割・機能が最大限に発揮されることを期待する。

また、事業期間全体を通して、民間事業者の自由な発想による創意工夫を活かした提案により、市民サービスの向上や市の財政負担の軽減、本施設周辺の活性化等が図られることを期待する。

3 事業方式

本事業の事業方式は、PFI法第8条の規定により選定された特定事業を実施する民間事業者(以下「選定事業者」という。)が本施設の設計、建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通じて本公園の維持管理及び運営を行うBTO(Build-Transfer-Operate)方式とする。

4 業務の範囲

本事業は、本施設の設計、建設を行った後、維持管理及び運営を行うものである。

なお、選定事業者が実施する業務の範囲は、次のとおりである。

(1) 統括管理業務

- ア 統括マネジメント業務
- イ 総務・経理業務
- ウ 事業評価業務

(2) 設計業務

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務

- ウ 国庫補助金申請補助業務
- エ 検査等対応業務
- オ 地元説明会等の地元対応業務
- カ 各種申請業務
- キ 各種審議会等対応業務
- ク その他業務を実施するうえで必要な関連業務

(3) 工事監理業務

- ア 着工前業務
- イ 工事監理業務
- ウ 定期報告業務
- エ 業務完了時業務

(4) 建設業務

- ア 着工前業務
- イ 建設工事業務
- ウ 備品等の設置業務
- エ 完工後業務
- オ 検査及び引渡し業務
- カ その他業務を実施するうえで必要な関連業務

(5) 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 公園施設保守管理業務
- ウ 設備保守管理業務
- エ 備品等保守管理業務
- オ 清掃業務
- カ 植栽維持管理業務
- キ 環境衛生管理業務
- ク 修繕業務
- ケ 公益財団法人日本陸上競技連盟公認取得申請及び公認再取得業務

(6) 運營業務

- ア 開園準備業務
- イ 運動施設運營業務
- ウ スポーツ教室事業の実施業務
- エ 集客促進業務
- オ 駐車場及び駐輪場の運營業務
- カ 安全管理・防災・緊急時対応業務
- キ 行政等への協力業務
- ク 周辺施設との連携業務
- ケ 事業期間終了時の引継ぎ業務

5 事業期間

本事業の期間は、事業契約締結日から平成50年3月31日までとする。

事業契約の締結	平成26年12月中旬
設計・建設期間	事業契約締結日～平成30年3月24日
維持管理・運営期間	平成30年3月25日～平成50年3月31日

ただし、選定事業者の提案により設計・建設期間を短縮し、維持管理・運営期間の開始を早めることは可能である。

6 公の施設の設置及び管理について

本公園は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の規定による公の施設として整備するもので、その設置及び管理に関する事項については、別途市が定める条例で規定する。

7 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、次のとおり予定している。

(1) 市が支払うサービス購入費

市は、事業契約に基づき、次の対価をサービス購入費として選定事業者を支払う。

ア 設計業務及び建設業務に係る対価

市は、本事業の設計業務及び建設業務に係る対価について、事業契約に基づきあらかじめ定める額を、国庫補助金・交付金（社会資本整備総合交付金）や地方債によって建設期間中に一時払い金として支払い、それ以外のその他財源によって維持管理・運営期間中に割賦方式で支払うことを予定している。

イ 維持管理業務及び運営業務に係る対価

市は、本公園の維持管理業務及び運営業務に係る対価について、事業契約に基づきあらかじめ定める額を、維持管理・運営期間中において選定事業者を支払う。

(2) 本公園について利用者から得る収入

選定事業者は、別途市が定める条例において上限が定められる本公園の利用料金収入及び本公園を利用して実施する事業に係る収入を得ることができる。

ア 本公園の利用料金収入

本公園の利用料金収入は、選定事業者の収入とする。

イ スポーツ教室収入

スポーツ教室から得る収入は、選定事業者の収入とする。

ウ 飲料の販売収入

飲料の販売から得る収入は、選定事業者の収入とする。

エ 本公園を利用して実施する自由提案事業に係る収入

本公園を利用して実施する自由提案事業に係る収入は、選定事業者の収入とする。

なお、ウ及びエにおいて、条例で利用料金を定める施設以外の空間を使用する場合、選定事業者は、当該施設の使用料を市に支払うものとする。

本公園について利用者から得る収入の考え方

事業内容	選定事業者の収入	市に納付する費用
スポーツ教室事業	教室参加費収入（独立採算） 利用料金収入	—
飲料の販売事業	販売収入（独立採算）	建物使用料又は土地 使用料
本公園を利用して実施する 自由提案事業	事業収入（独立採算） 利用料金収入	建物使用料又は土地 使用料

(3) 自由提案施設について利用者から得る収入

選定事業者は、自らの提案により、本事業の目的に合致する範囲において、自由提案施設を整備し、その施設を利用した自由提案事業を実施することができる。当該事業については、選定事業者が独立採算にて実施するものとし、その収入は選定事業者の収入とする。

なお、選定事業者は、当該施設の設置に伴い必要となる使用料を市に支払うものとする。

自由提案施設について利用者から得る収入の考え方

事業内容	選定事業者の収入	市に納付する費用
自由提案施設内で実施する 事業	事業収入（独立採算）	土地使用料

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定

市は、透明性の確保と公正な競争の促進に配慮しながら、本事業の実施を希望する事業者を広く募集する。事業者の選定に当たっては、本事業の実施に係る対価の額及び提案内容を総合的に評価する総合評価一般競争入札に付することとして、その旨を公告する。

2 選定のスケジュール

本事業における事業者の募集・選定のスケジュールは以下のとおり予定している。

日 程	内 容
平成26年4月10日(木)	入札公告(入札説明書等の公表)
平成26年4月17日(木)	入札説明会の開催
平成26年4月10日(木)～ 平成26年4月24日(木)	入札説明書等に関する質問の受付(第1回)
平成26年5月16日(金)	入札説明書等に関する質問への回答(第1回)
平成26年5月19日(月)～ 平成26年5月30日(金)	入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付
平成26年6月6日(金)	入札参加資格確認通知の発送
平成26年5月19日(月)～ 平成26年5月26日(月)	入札説明書等に関する質問の受付(第2回)
平成26年6月13日(金)	入札説明書等に関する質問への回答(第2回)
平成26年7月18日(金)	入札(提案書の提出)・開札
平成26年8月中旬	応募者へのヒアリング
平成26年10月中旬	落札者の決定・公表
平成26年10月中旬	基本協定の締結
平成26年11月下旬	事業仮契約の締結
平成26年12月中旬	事業契約の締結

3 応募者の備えるべき資格要件等

(1) 応募者の構成等

本事業の応募者は、本施設の設計業務に当たる者(以下「設計企業」という。)、本施設の工事監理業務に当たる者(以下「工事監理企業」という。)、本施設の建設業務に当たる者(以下「建設企業」という。)、本施設の維持管理業務に当たる者(以下「維持管理企業」という。)及び本施設の運営業務に当たる者(以下「運営企業」という。)で構成することを基本とし、これらの業務に当たる者以外の企業を含むこともできることとする。

設計企業、工事監理企業、建設企業、維持管理企業及び運営企業のうち複数、一企業が兼ねることは可能である。

また、複数の企業が各業務を分担して実施することも可能である。ただし、下記(3)ウ(わ)に示すとおり、建設企業は、工事監理企業を兼ねることはできない。

応募者は、構成企業及び協力企業を定めるものとし、それぞれの定義は次のとおりとす

る。応募者は、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出時に構成企業名及び協力企業名並びに担当する業務を明らかにすること。

ア 構成企業とは、下記(6)に示す特別目的会社に対して出資する者であり、特別目的会社が直接業務を委託し、又は業務を請け負わせることを予定する者をいう。

なお、建設企業及び運営企業は後述の「(3) 応募者の参加資格要件」に定めるように必ず構成企業に含めること。

イ 協力企業とは、下記(6)に示す特別目的会社に対して出資は行わない者であり、特別目的会社が直接業務を委託し、又は業務を請け負わせることを予定する者をいう。

構成企業及び協力企業の条件は下表のとおりである。

	出資の条件	各業務に当たる企業の参画条件
構成企業	特別目的会社への出資が必要	・建設企業及び運営企業は必ず構成企業として参画すること。
協力企業	特別目的会社への出資が不要	・設計企業、工事監理企業、維持管理企業が構成企業に含まれない場合は、必ず協力企業として参画すること。

応募者の構成企業及び協力企業並びにその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募者の構成企業及び協力企業となることはできない。

なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の100分の50を超える議決権を有する場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の代表取締役が他方の株式会社の代表取締役を兼職している場合をいう。

(2) 構成企業及び協力企業の制限

入札参加表明書提出から落札者決定までの期間に、次のいずれかに該当する者は、応募者の構成企業及び協力企業になることはできない。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

イ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定に基づく破産申立てがなされている者。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者。

オ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定に基づく特別清算の申立てがなされている者。

カ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定に基づく指示又は営業停止の処分を受けている者。

- キ 茅ヶ崎市指名停止等措置基準（平成12年2月1日施行）第3条又は第4条に基づく指名停止期間中の者。
 - ク 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第2号から第5号までに該当する者。
 - ケ 市に税の納付義務を有する者にあつては、これらの滞納がある者。
 - コ 厚生年金等の社会保険制度に加入していない者（任意適用事業所を除く。）。
 - サ 雇用されている者が退職する際に一時金を支給していない者。
 - シ 本事業に係る「(仮称)柳島スポーツ公園整備事業に係る最適事業手法選定支援業務」又は「(仮称)柳島スポーツ公園整備事業民間資金等活用アドバイザー業務」に関与した者及びその者と資本面若しくは人事面において関連がある者（前項(1)の記載事項参照）。
- なお、本事業に係る業務に関与した者は次のとおりである。
- (7) 株式会社三菱総合研究所
 - (イ) 株式会社オオバ
 - (ウ) 株式会社松田平田設計
 - (エ) 東京丸の内法律事務所
- ス 本事業に係る「(仮称)柳島スポーツ公園整備事業PFI事業者選定委員会」（平成25年9月1日設置。以下「選定委員会」という。）の委員及び委員と資本面若しくは人事面において関連がある者（前項(1)の記載事項参照）。

(3) 応募者の参加資格要件

応募者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していなければならない。

また、各業務に当たる企業は、次の要件を満たす必要があり、複数の業務を同一の企業が兼ねる場合においても、当該要件を満たす必要がある。

ア 設計企業

(7) 建築設計業務に当たる者

- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築事務所の登録を行っていること。
- b 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿のコンサルタントに登録されている者で、業種が「建築設計」として認定されている者であること。
- c 平成元年以降に、次の要件を満たす施設（入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出する時までに設計業務が完了しているものに限る。）を元請として設計した実績を有すること。
 - ・ 陸上競技場、野球場、サッカー場等を含む敷地面積が10,000㎡以上の屋外体育施設の設計

(イ) 公園設計業務に当たる者

- a 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿のコンサルタントに登録されている者で、業種が「造園」若しくは「都市計画及び地方計画」として認定されている者であること。
- b 平成元年以降に、次の要件を満たす施設（入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出する時までに設計業務が完了しているものに限る。）を元請として設計

した実績を有すること。

- ・ 都市公園法第2条第1項の規定に基づく敷地面積が20,000㎡以上の都市公園の設計

(㉞) 設計企業が単独の場合は、上記(㉜)及び(㉝)の全ての要件を満たすこと。

(㉟) 設計企業が複数の場合は、少なくとも1者が上記(㉜)及び(㉝)の全ての要件を満たすこと、若しくは複数のうち少なくとも1者が上記(㉜)の全ての要件を満たし、かつ、別の1者が上記(㉝)の全ての要件を満たすこと。

イ 工事監理企業

(㊱) 建築工事監理業務に当たる者

a 建築士法第23条の規定に基づく一級建築事務所の登録を行っていること。

b 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿のコンサルタントに登録されている者で、業種が「建築設計」として認定されている者であること。

c 平成元年以降に、次の要件を満たす施設（入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出する時までに設計業務又は工事監理業務が完了しているものに限る。）を元請として設計又は工事監理を行った実績を有すること。

- ・ 陸上競技場、野球場、サッカー場等を含む敷地面積が10,000㎡以上の屋外体育施設の設計又は工事監理

(㊲) 公園工事監理業務に当たる者

a 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿のコンサルタントに登録されている者で、業種が「造園」若しくは「都市計画及び地方計画」として認定されている者であること。

b 平成元年以降に、次の要件を満たす施設（入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出する時までに設計業務又は工事監理業務が完了しているものに限る。）を元請として設計又は工事監理を行った実績を有すること。

- ・ 都市公園法第2条第1項の規定に基づく敷地面積が20,000㎡以上の都市公園の設計又は工事監理

(㊳) 工事監理企業が単独の場合は、上記(㊱)及び(㊲)の全ての要件を満たすこと。

(㊴) 工事監理企業が複数の場合は、少なくとも1者が上記(㊱)及び(㊲)の全ての要件を満たすこと、若しくは少なくとも1者が上記(㊱)の全ての要件を満たし、かつ、別の1者が上記(㊲)の全ての要件を満たすこと。

ウ 建設企業

(㊵) 建築建設業務に当たる者

a 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を有していること。

b 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の工事に登録されている者で、工種が「建築一式」として認定されている者であること。

c 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の登録時における経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評価値が900点以上の者であること。

d 平成元年以降に、次の要件を満たす施設の新設又は改修工事（入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出する時までに施設の引渡しが完了しているものに限る。）を元請として施工した実績を有する者であること。

- ・ 公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程（公益財団法人日本陸上競技連盟）に基づく公認陸上競技場第4種以上の陸上競技場の建設工事

- (イ) 公園建設業務に当たる者
 - a 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を有していること。
 - b 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の工事に登録されている者で、工種が「土木一式」として認定されている者であること。
 - c 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の登録時における経営事項審査結果通知書の土木一式工事の総合評価値が900点以上の者であること。
 - d 平成元年以降に、次の要件を満たす施設の新設又は改修工事（入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出する時までに施設の引渡しが完了しているものに限る。）を元請として施工した実績を有すること。
 - ・ 都市公園法第2条第1項の規定に基づく敷地面積が20,000㎡以上の都市公園又は敷地面積が20,000㎡以上の造成工事
 - (ウ) 建設企業が単独の場合は、上記(ア)及び(イ)の全ての要件を満たすこと。
また、必ず下記(6)に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。
 - (エ) 建設企業が複数の場合は、少なくとも1者が上記(ア)及び(イ)の全ての要件を満たすこと、若しくは少なくとも1者が上記(ア)の全ての要件を満たし、かつ、別の1者が上記(イ)の全ての要件を満たすこと。
また、少なくとも当該要件を満たす者は下記(6)に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。
 - (オ) 全ての建設企業は、工事監理企業を兼ねることはできない。
- エ 維持管理企業
- (ア) 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者を本事業に配置することが可能なこと。
 - (イ) 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の一般委託に登録されている者であること。
 - (ウ) 過去10年以内に、国又は地方公共団体が設置する体育施設（都市公園内に設置された体育施設を含む。以下「公共体育施設」という。）に関して、維持管理を目的とした業務の元請として1年以上の実績を有していること。
 - (エ) 維持管理企業が単独の場合は、上記(ア)から(ウ)の全ての要件を満たすこと。
 - (オ) 維持管理企業が複数の場合は、少なくとも1者が上記(ア)から(ウ)の全ての要件を満たすこと。
- オ 運営企業
- (ア) 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者を本事業に配置することが可能なこと。
 - (イ) 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の一般委託に登録されている者であること。
 - (ウ) 過去10年以内に、公共体育施設の運営に関して、指定管理者の代表企業として1年以上の実績を有していること。
 - (エ) 運営企業が単独の場合は、上記(ア)から(ウ)の全ての要件を満たすこと。
また、必ず下記(6)に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。
 - (オ) 運営企業が複数の場合は、少なくとも1者が上記(ア)から(ウ)の全ての要件を満たすこと。
また、少なくとも当該要件を満たす者は下記(6)に示す特別目的会社に対する出資

を行うこと。

カ 上記ア、イ、ウ、エ又はオに示す業務以外を担当する企業

(ア) 平成25・26年度に茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の一般委託に登録されている者であること。

(イ) 業務を実施するための必要となる関係法令を遵守し、応募者の責任の範囲で業務に当たること。

(4) 参加資格の確認及び失格要件

市は、応募者から提出された入札参加資格確認申請書について速やかに確認を行った後に、各応募者に対して参加資格要件を満たしているか否かを通知する。

なお、資格確認通知を受けた応募者の構成企業が、次に該当した場合は失格とする。

ア 入札参加表明書提出以降、落札者決定までの期間に上記(2)及び(3)において定める資格要件を欠くような事態が生じた場合。

イ 選定委員会の委員に対して自己に有利になるような接触等の働きかけを行った場合。

(5) 構成企業の変更

入札参加表明書により参加の意思を表明した後に、応募者の構成企業の追加及び変更は原則として認めない。ただし、市がやむを得ないと判断した場合は、下記(6)イに示す代表企業を除き、構成企業の追加及び変更を認めることがある。

(6) 特別目的会社の設立

ア 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を茅ヶ崎市内に設立することを要件とする。

イ 応募者の構成企業はSPCに出資することとする。構成企業のうち代表企業の出資率は、出資者中最大となるようにすることとし、構成企業の出資比率の合計は、全体の50%を超えること。

ウ 全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定及びその他一切の処分を行ってはいけない。

4 入札手続き等

(1) 入札公告に関する事項

ア 入札公告

入札公告は、平成26年4月10日（木）とし、市のホームページ等において公表する。入札説明書等についても、市のホームページにおいて公表する。

URL : <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/9957/035079.html>

イ 入札説明会

(ア) 日時及び場所

日時：平成26年4月17日（木）午前10時から正午まで（予定）

※午前9時30分から受付開始

場所：茅ヶ崎市総合体育館 2階 会議室

(〒253-0041 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目9番63号)

(イ) 参加申込期間

平成26年4月10日(木)から平成26年4月16日(水)まで(必着)

(ロ) 申込方法

入札説明会に参加を希望する企業は、参加申込期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までに、様式1-1に参加企業名および参加者の氏名、所属及び連絡先を記載し、市スポーツ健康課に電子メールで申し込むこととする。

なお、申し込み後、電話で電子メールの収受を確認すること。

・電子メールアドレス：sport@city.chigasaki.kanagawa.jp

・電話番号：0467-82-7136(直通)

《提出様式》

様式1-1(入札説明会参加申込書)

(エ) その他

a 参加人数は1企業2名までとする。

b 当日は、入札説明書等の資料配布は予定していないため、各自持参すること。

c 多数の参加希望者があった場合は、参加人数の制限及び時刻の変更を行うことがある。

ウ 入札説明書等に関する質問(第1回)の受付及び回答

入札説明書等に関する質問(第1回)の受付及び回答については、次のとおりとする。

なお、質問の提出は入札参加の必須条件ではない。

(ア) 受付期間

平成26年4月10日(木)から4月24日(木)まで(必着)

(イ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、受付期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までに、様式1-2から1-7の該当する様式に記入のうえ、市スポーツ健康課に電子メールで提出することとする。

なお、提出後、電話で電子メールの収受を確認すること。

また、使用するソフトは、「Microsoft Excel(保存形式は2010以前)」とすること。

・電子メールアドレス：sport@city.chigasaki.kanagawa.jp

・電話番号：0467-82-7136(直通)

《提出様式》

様式1-2(入札説明書に関する質問書)

様式1-3(要求水準書に関する質問書)

様式1-4(落札者決定基準に関する質問書)

様式1-5(様式集に関する質問書)

様式1-6(基本協定書(案)に関する質問書)

様式1-7(事業契約書(案)に関する質問書)

(ロ) 入札説明書等に関する質問(第1回)への回答の公表

入札説明書等に関する質問(第1回)への回答は、平成26年5月16日(金)までに、市のホームページにおいて公表する。

URL : <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/9957/035079.html>

(エ) その他

- a 電子メールの容量は、2メガバイト以下とする。
- b 質問に対する個別回答は、実施しない。

エ 入札説明書等に関する質問（第2回）の受付及び回答

入札説明書等に関する質問（第2回）の受付及び回答については、次のとおりとする。
なお、質問の提出は入札参加の必須条件ではない。

(ア) 受付期間

平成26年5月19日（月）から5月26日（月）まで（必着）

(イ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、受付期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までに、様式1-2から1-7の該当する様式に記入のうえ、市スポーツ健康課に電子メールで提出することとする。

なお、提出後、電話で電子メールの收受を確認すること。

また、使用するソフトは、「Microsoft Excel（保存形式は2010以前）」とすること。

- ・電子メールアドレス：sport@city.chigasaki.kanagawa.jp
- ・電話番号：0467-82-7136（直通）

《提出様式》

- 様式1-2（入札説明書に関する質問書）
- 様式1-3（要求水準書に関する質問書）
- 様式1-4（落札者決定基準に関する質問書）
- 様式1-5（様式集に関する質問書）
- 様式1-6（基本協定書（案）に関する質問書）
- 様式1-7（事業契約書（案）に関する質問書）

(ウ) 入札説明書等に関する質問（第2回）への回答の公表

入札説明書等に関する質問（第2回）への回答は、平成26年6月13日（金）までに、市のホームページにおいて公表する。

URL : <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/9957/035079.html>

(エ) その他

- a 電子メールの容量は、2メガバイト以下とする。
- b 質問に対する個別回答は、実施しない。

(2) 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付

入札に参加を希望する者は、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出しない者並びに入札参加資格がないとされた者は入札に参加することはできない。

ア 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付

(ア) 受付期間

平成26年5月19日（月）から5月30日（金）まで（必着）

(イ) 提出方法

入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書は、持参又は郵送により提出すること。
電子メール等による申請は受け付けない。

持参の場合は、受付期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までに持参すること。

また、郵送の場合は、5月30日（金）午後5時までに必着とし、「（仮称）柳島スポーツ公園整備事業入札関係書類在中」と朱書きのうえ、書留により送付すること。

(ウ) 提出先

a 持参の場合

茅ヶ崎市文化生涯学習部スポーツ健康課

（〒253-0041 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目9番63号 茅ヶ崎市総合体育館内）

b 郵送の場合

茅ヶ崎市文化生涯学習部スポーツ健康課

（〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号）

イ 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の作成

入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書は、以下の様式に従い作成すること。様式2-1から2-3は、正1部を作成すること。様式2-4から2-10は、必要な添付書類等を含め、正1部を作成すること。様式2-11は、複数の企業で当該業務を実施する場合には各企業別に正1部を作成すること。

なお、提出に当たっては様式2-1から2-11を簡易ファイル綴じとして提出すること。

《提出様式》

様式2-1（入札参加表明書）

様式2-2（応募者の構成表）

様式2-3（委任状）

様式2-4（入札参加資格確認申請書）

様式2-5（入札参加資格要件確認書（設計業務））

様式2-6（入札参加資格要件確認書（工事監理業務））

様式2-7（入札参加資格要件確認書（建設業務））

様式2-8（入札参加資格要件確認書（維持管理業務））

様式2-9（入札参加資格要件確認書（運營業務））

様式2-10（入札参加資格要件確認書（その他業務））

様式2-11（入札参加資格審査の附属資料提出確認書）

ウ 入札参加資格確認の通知

市は、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出した者に対して、入札参加資格確認通知を平成26年6月6日（金）までに発送する。

なお、入札参加資格確認通知書に併せて、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案書類」という。）の提出時に使用する応募者記号を併せて通知する。

エ 入札参加資格がないとされた場合の取扱い

入札参加資格がないと通知された者は、参加資格がないと判断された理由について、市に説明を求めることができる。その場合、平成26年6月13日（金）午後5時（必

着)までに書面により、上記4(2)ア(ウ)に記載する提出先まで申し出ること(様式自由)。
回答は文書により行い、平成26年6月20日(金)までに発送する。

オ その他

- (ア) 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (イ) 市は、提出された入札参加表明書等を入札参加資格の確認以外に無断で使用しない。

(3) 入札の辞退

入札参加表明書等の提出以後、入札を辞退する場合は、様式3-1を入札日時までに市スポーツ健康課に持参又は郵便により提出すること。提出先は、上記4(2)ア(ウ)を参照すること。

なお、入札参加資格があると通知された者が、提案書類を期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

《提出様式》

様式3-1(入札辞退届)

(4) 入札日時等

入札参加資格確認通知により、入札参加資格があるとされた者は、提案書類を次の方法により提出すること。

ア 提案書類の提出

(ア) 日時

平成26年7月18日(金)午前9時から午後3時まで

(イ) 提出先

茅ヶ崎市総合体育館 2階 会議室

(〒253-0041 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目9番63号)

※提案書類は持参により提出すること。

また、提案書類の提出に際しては、入札参加資格確認通知の写しを持参すること。

イ 提案書類の作成方法

提案書類は次の方法に従い作成すること。

(ア) 入札価格に関する提出書類

《提出様式》

様式4-1(入札提案書類提出届)

様式4-2(入札書)

- ・様式4-1は正1部を作成のうえ、提出すること。
- ・様式4-2は正1部を作成し、封かんのうえ、別途通知の応募者記号を表に朱書して提出すること。

(イ) 事業計画全体に関する提出書類

《提出様式》

様式5-1(事業計画全体に関する提案書(1)-事業の取り組み方針-)

様式5-2(事業計画全体に関する提案書(2)-統括管理計画-)

様式5-3(事業計画全体に関する提案書(3)-収支計画-)

- 様式 5-3 a (資金調達構成)
- 様式 5-3 b (設計・建設費内訳表)
- 様式 5-3 c (自由提案施設に係る設計・建設費内訳表)
- 様式 5-3 d (サービス購入費 A-1 提案書)
- 様式 5-3 e (サービス購入費 A-2 提案書)
- 様式 5-3 f (サービス購入費 B-1 提案書)
- 様式 5-3 g (サービス購入費 B-2 提案書)
- 様式 5-3 h (サービス購入費 B-3 提案書)
- 様式 5-3 i (利用料金収入の見込み)
- 様式 5-3 j (想定利用数の設定根拠)
- 様式 5-3 k (長期収支計画表)
- 様式 5-3 l (自由提案事業に係る長期収支計画表)

様式 5-4 (事業計画全体に関する提案書 (4) - リスク管理計画 -)

様式 5-4 a (追加付保内容説明書)

様式 5-5 (事業計画全体に関する提案書 (5) - 地元経済社会への貢献 -)

様式 5-5 a (市内事業者の企業数)

様式 5-6 (事業計画全体に関する提案書 (6) - その他の優れた提案 -)

- ・様式 5-1 から 5-6 は、様式集に記載の上限枚数等を遵守し作成のうえ、書類の右上に応募者記号を明記すること。
- ・簡易ファイル綴じとして正 1 部、副本 15 部を提出することとし、各ファイルの表紙には応募者記号及び事業名を記載すること。
- ・企業名を特定又は類推可能な記載は不可とし、構成企業の説明が必要な場合には、様式 2-2 で定義する企業記号で表現すること。

(ウ) 設計に関する提案の提出書類

《提出様式》

様式 6-1 (設計図)

様式 6-1 (設計図) については、様式集には記載していない。各図面については、次の指示に従って作成すること。

様式 6-1 a (土地利用平面図)

A3 版、S = 1 / 1, 200 (カラー版)。運動施設、公園施設及び緑地の面積を基本設計と同様な土地利用表に記載すること。主要な園路の幅員、主要な施設の数量等を記載すること。

様式 6-1 b (施設平面図)

A3 版枚数適宜、S = 1 / 1, 200。運動施設、公園施設、安全施設、舗装・街築区、植栽区分、照明施設、調整池、防災水槽や主要な個所の地盤等について明示すること。

また、自由提案施設を整備する場合は、施設平面図を作成すること。

様式 6-1 c (公園敷地断面図)

A3 版枚数適宜、S = 1 / 200、H = 1, 000。南北軸、東西軸の代表断面で 2 断面作成すること。

様式 6-1 d (公園電気設備系統図)

A3 版枚数適宜、S = 1 / 1, 200。照明施設等の関連設備を明示す

ること。

様式6-1 e (公園給排水設備計画系統図)

A3版枚数適宜、S=1/1, 200。防火水槽、散水栓、調整池等の関連設備を明示すること。

様式6-1 f (建築全体平面図)

A3版、S=1/600。総合競技場トラック、スタンドを含めた各諸室の名称、面積を記載すること。

様式6-1 g (建築全体立面図)

A3版枚数適宜、S=1/600。スタンドを含めた外周立面図、内周立面図を展開すること。

様式6-1 h (建築計画各棟平面・断面図)

A3版枚数適宜、S=1/300。各棟平面図と2面の断面図を作成すること。

様式6-1 i (建築電気設備計画系統図)

A3版枚数適宜、停電時の対応、熱源供給方法、空調設備等の関連設備について明示することについて示すこと。

様式6-1 j (建築給排水設備系統図)

A3版枚数適宜、断水時の対応について明示すること。

様式6-1 k (公園全体外観鳥瞰図)

A3版枚数適宜、カラー。

様式6-1 l (建築全体外観鳥瞰図)

A3版枚数適宜、カラー。

様式6-2 a (公園部分に関する計画説明書)

様式6-2 b (建築施設部分に関する計画説明書)

様式6-2 c (建築概要表)

様式6-2 d (建築施設仕上表)

様式6-2 e (備品リスト)

様式6-3 (設計に関する提案書(1) -設計業務に係る取り組み方針-)

様式6-4 (設計に関する提案書(2) -公園計画-)

様式6-5 (設計に関する提案書(3) -建築施設計画-)

様式6-6 (設計に関する提案書(4) -地域の賑わい創出への配慮-)

様式6-7 (設計に関する提案書(5) -防犯性・安全性への配慮-)

様式6-8 (設計に関する提案書(6) -防災性への配慮-)

様式6-9 (設計に関する提案書(7) -環境性への配慮-)

- ・様式6-1の各図面の右上に様式名及び応募者記号を明記し、簡易ファイル綴じとして正1部、副本15部を提出すること。
- ・各ファイルの表紙には応募者記号及び事業名を記載すること。
- ・様式6-2 a から6-9は、様式集に記載の上限枚数等を遵守し作成のうえ、書類の右上に応募者記号を明記すること。
- ・簡易ファイル綴じとして正1部、副本15部を提出することとし、各ファイルの表紙には応募者記号及び事業名を記載すること。
- ・企業名を特定又は類推可能な記載は不可とし、企業の説明が必要な場合には、様

式 2-2 で定義する企業記号で表現すること。

(エ) 工事監理・建設に関する提案の提出書類

様式 7-1 (工事監理・建設に関する提案書 (1) -工事監理及び建設業務に係る
取り組み方針-)

様式 7-2 (工事監理・建設に関する提案書 (2) -工程計画-)

様式 7-2 a (工程表)

様式 7-3 (工事監理・建設に関する提案書 (3) -施工計画-)

- ・様式 7-1 から 7-3 は、各様式集に記載の上限枚数等を遵守し作成のうえ、書類の右上に応募者記号を明記すること。
- ・簡易ファイル綴じとして正 1 部、副本 1 5 部を提出することとし、各ファイルの表紙には応募者記号及び事業名を記載すること。
- ・企業名を特定又は類推可能な記載は不可とし、企業の説明が必要な場合には、様式 2-2 で定義する企業記号で表現すること。

(オ) 維持管理に関する提案の提出書類

様式 8-1 (維持管理に関する提案書 (1) -維持管理業務に係る取り組み方針-)

様式 8-2 (維持管理に関する提案書 (2) -保守管理、清掃、環境衛生管理計画-)

様式 8-3 (維持管理に関する提案書 (3) -修繕計画-)

- ・様式 8-1 から 8-3 は、各様式集に記載の上限枚数等を遵守し作成のうえ、書類の右上に応募者記号を明記すること。
- ・簡易ファイル綴じとして正 1 部、副本 1 5 部を提出することとし、各ファイルの表紙には応募者記号及び事業名を記載すること。
- ・企業名を特定又は類推可能な記載は不可とし、企業の説明が必要な場合には、様式 2-2 で定義する企業記号で表現すること。

(カ) 運営に関する提案の提出書類

様式 9-1 (運営に関する提案書 (1) -運営業務に係る取り組み方針-)

様式 9-2 (運営に関する提案書 (2) -運動施設運営計画-)

様式 9-2 a (諸室別の開場時間・使用時間・利用料金の想定)

様式 9-3 (運営に関する提案書 (3) -スポーツ教室事業計画-)

様式 9-3 a (優先利用枠の利用計画及びスポーツ教室の開催計画案)

様式 9-4 (運営に関する提案書 (4) -集客促進計画-)

様式 9-5 (運営に関する提案書 (5) -駐車場及び駐輪場運営計画-)

様式 9-6 (運営に関する提案書 (6) -安全管理、防災・緊急時対応計画-)

様式 9-7 (運営に関する提案書 (7) -開園準備、事業終了時引継ぎ計画-)

- ・様式 9-1 から 9-7 は、各様式集に記載の上限枚数等を遵守し作成のうえ、書類の右上に応募者記号を明記すること。
- ・簡易ファイル綴じとして正 1 部、副本 1 5 部を提出することとし、各ファイルの表紙には応募者記号及び事業名を記載すること。
- ・企業名を特定又は類推可能な記載は不可とし、企業の説明が必要な場合には、様式 2-2 で定義する企業記号で表現すること。

(キ) 自由提案に関する提案の提出書類

様式 10-1 (自由提案に関する提案書 (1) -自由提案施設-)

様式10-1a (自由提案施設で実施する事業計画案)

様式10-2 (自由提案に関する提案書(2) -自由提案事業-)

様式10-2a (自由提案事業の事業計画案)

- ・様式10-1から10-2aは、各様式集に記載の上限枚数等を遵守し作成のうえ、書類の右上に応募者記号を明記すること。
- ・簡易ファイル綴じとして正1部、副本15部を提出することとし、各ファイルの表紙には応募者記号及び事業名を記載すること。
- ・企業名を特定又は類推可能な記載は不可とし、企業の説明が必要な場合には、様式2-2で定義する企業記号で表現すること。

(ク) その他

提案書類は、CD-R又はDVD-Rに保存したもの3セットを併せて提出することとし、CD-R又はDVD-Rの適当な場所に応募者番号及び事業名を記載すること。

なお、使用するソフトは次のとおりとする。

文書：「Microsoft Word」(保存形式は2010以前とする)

表等：「Microsoft Excel」(保存形式は2010以前とする)

図面等：「PDFファイル形式」(保存形式は文書中のテキストが抽出できる形式とし、画像のみでの形式は不可とする)及び「dwg形式のCADデータ」

ウ 入札に当たっての留意事項

(ア) 入札説明書等の承諾

応募者を構成する企業は、入札説明書等の記載内容を承諾のうえ、入札すること。

(イ) 費用負担

提案書類の作成及び提出等の入札に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(ロ) 公正な入札の確保

応募者を構成する企業は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

なお、後日、基本協定書(案)に示す不正な行為が判明した場合には、市は、契約の解除等の措置をとることがある。

(ハ) 入札価格の記載等

入札価格は、市から受け取るサービス購入費を記載すること。サービス購入費は、事業契約書(案)別紙10に定めた算定方法に従い算定することとし、金利変動及び物価変動は見込まないものとする。

サービス購入費A-2の割賦金利の算定に用いる利率は、基準金利に様式集の様式5-3eで提案したスプレッドを加えたものとする。提案書に使用する基準金利は、平成26年7月11日の午前10時にテレレート17143頁に発表される、東京スワップ・レファレンス・レート(TSR)として表示されている6か月LIBORベース10年物金利スワップレートを使用すること。

(ニ) 参考価格

本事業の参考価格は、次のとおりである。

7,581,122,000円(消費税及び地方消費税を含めた価格)

なお、予定価格(消費税及び地方消費税を含めた価格)は公表しない。

(ホ) 事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

- a 著作権
市が提示した入札説明書等又はその他の図書等の著作権は市に帰属する。
また、提案書類のうち本事業に関する提案内容を記載した提案書類の著作権は応募者に帰属する。
なお、本事業の公表その他市が必要と認めるときは、市は選定事業者の提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- b 特許権等
提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。
- c 市が提示した図書等の取扱い
市が提示する入札説明書等又はその他の図書等は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- d 複数提案の禁止
応募者は、1つの提案しか行うことができない。
- e 提案書類の変更禁止
提案書類の変更はできない。
- (キ) 使用言語、単位及び時刻
本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (ク) 入札保証金
入札参加者は、入札価格の100分の5以上の入札保証金を入札前までに市に納付しなければならない。ただし、茅ヶ崎市契約規則（昭和47年茅ヶ崎市規則第15号）第5条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (ケ) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は無効とする。
- 入札参加資格がない者が行った入札
 - 応募者の代表企業以外の者が行った入札
 - 入札参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
 - 記名及び押印のない入札書による入札
 - 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
 - 入札保証金を所定の日時までに納付しない者又は入札保証金が指定の額に達しない者が行った入札
 - 入札に際して談合等の不正行為があった入札
 - その他入札に関する条件に違反した入札
- (コ) 入札の中止等
天災地変等やむを得ない理由により、入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。
入札参加者の談合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は中止する場合がある。
なお、上記中止等の場合において、提案書類の作成等のために応募者がその時点までに費やした費用は、全て応募者の負担とする。

(5) 開札の日時及び場所

提案書類に記載される入札価格が予定価格を下回っているか否かを確認するため、次に示すとおり開札する。

ア 日時

平成26年7月18日(金)午後4時

イ 場所

茅ヶ崎市総合体育館 2階 会議室

5 落札者の決定方法等

落札者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は「資格審査」と「提案審査」の手順にて実施する。

また、提案審査は、「基礎審査」及び「総合審査」から構成される。

なお、詳細は落札者決定基準を参照のこと。

(1) 審査

審査は、第一次審査として参加資格の有無を確認する「資格審査」を、第二次審査として応募者からの提案内容を審査する「提案審査」を実施する。

なお、選定委員会の委員は次のとおりである。

《選定委員会メンバー(敬称略)》

委員長	南 学	(東洋大学客員教授)
委員	伊庭 良知	(社団法人国土政策研究会理事兼PFI研究部会事務局長)
委員	澤井 和彦	(桜美林大学健康福祉学群専任准教授)
委員	丹生谷 美穂	(渥美坂井法律事務所・外国法共同事業シニアパートナー・ 弁護士)
委員	日高 真理子	(新日本有限責任監査法人第I監査事業部統括部長 シニアパートナー・公認会計士)
委員	山崎 俊裕	(東海大学工学部建築学科教授)
委員	山崎 正美	(茅ヶ崎市企画部長)
委員	大八木 浩一	(茅ヶ崎市理事・財務部長)
委員	金子 登	(茅ヶ崎市文化生涯学習部長)

なお、総合審査の過程で、応募者に対するヒアリングを実施する予定であるが、詳細な日時等については、別途、応募者に対して通知する。

(2) 落札者の決定及び公表

ア 落札者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

イ 審査結果の公表

市は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、平成26年10月中旬に市のホームページ等において公表する。

6 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

市は落札者と基本協定を締結する。

(2) 事業契約の締結

市は、落札者と基本協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、落札者が設立したSPCと仮契約を締結する。

さらに、SPCは、事業契約締結時に事業契約書に記載の契約保証金の納付等を行い、市を相手方として、事業契約を締結しなければならない。

ア 事業契約書の内容変更

SPCとの契約に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

イ 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書の検討に係るSPC側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用(事業契約書の作成費用及び市の弁護士費用は除く。)は、選定事業者の負担とする。

ウ 事業契約の市議会による議決(効力の発生)

本事業は、PFI法第12条の規定により、市議会の議決を得たときに効力が発生するものとする。

エ SPCの事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、SPCは事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

オ 金融機関との協議

市は、選定事業者に資金供給を行う金融機関と一定の重要事項について、本事業が適正に遂行されるよう協議を行い、直接協定を結ぶことができる。

(3) 契約保証金

SPCは、本施設の設計・建設期間中の契約保証金としてアの金額を本事業契約締結時に納付し、維持管理・運営期間中の契約保証金としてイの金額を本施設の引渡時に納付するものとする。

ア サービス購入費A-1及びサービス購入費A-2の合計金額から割賦金利を除いた金額の10%以上

イ サービス購入費B-1及びサービス購入費B-2の合計金額の一年間分に相当する金額の10%以上

なお、契約保証金の納付は、これに代わる担保の提供をもって代えることができるものとし、詳細については、事業契約書(案)に記載する。

(4) 保険

工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼした場合に生じた損害を負担するため、選定事業者は第三者賠償責任保険に加入すること。

また、不測かつ突発的な事故による損害を負担するために、建設工事保険に加入すること。維持管理及び運営期間中も、施設内において第三者に損害を及ぼした場合に生じた損

害を負担するため、選定事業者は賠償責任保険に加入すること。

なお、詳細については事業契約書（案）に記載する。

また、維持管理・運営期間において、市は建物総合損害共済（公益社団法人 全国市有物件災害共済会）への保険付保を予定している。

(5) その他

落札者決定以降、事業契約の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成企業及び協力企業が上記 3(2)及び(3)で定める資格要件を欠くに至った場合、市は落札者と基本協定を締結せず、又は落札者の設立したSPCと事業契約を締結しない場合がある。

第4 その他事業の実施に関し必要な事項

1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア モニタリング結果に基づく事業契約の解除

選定事業者の提供するサービスが市の要求水準を満たさない場合又は選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は選定事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。

その結果、選定事業者が当該期間内に改善することができなかつたとき、市は事業契約を解除することができる。

イ 事業者の倒産等による事業契約の解除

選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除し、直接、事業継続のための手段を講じるものとする。

ウ 損害賠償

ア及びイの規定により市が事業契約を解除した場合、選定事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業契約の解除

市の責めに帰すべき事由による債務不履行及び事業を継続する必要がなくなった場合等、その他市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は事業契約を解除することができる。

イ 損害賠償

上記アの規定により選定事業者が事業契約を解除した場合、市は選定事業者に生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他市又は選定事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び選定事業者双方は、事業継続の可否について協議するものとする。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手に事前に書面によりその旨を通知することにより、市及び選定事業者は事業契約を解除することができるものとする。

なお、この際には、指定管理者の指定についても同様に解除するものとする。

2 議会の議決

事業契約の締結に関する議案については、平成26年12月開催の市議会定例会に提出する予定である。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページ等を通じて適宜行う。ただし、各応募者からの入札条件に直接関係するような個別の問い合わせには回答しない。

URL : <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/9957/035079.html>